

ID: 616

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	資格確認書の返還等		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則第27条の5の2		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 国民健康保険法施行規則第27条の5の2の規定による。 (保険料の滞納に係る資格確認書の返還等) 第二十七条の五の二 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第五十四条の三第三項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者(法第五十四条の三第一項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等(以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。)に係る資格確認書(第六条第二項(第二十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により交付されたもの)に限る。次項及び第三項において同じ。)の返還を求めるものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日